

# 平成20年度 第6回 府中市景観審議会会議録

1 開催年月日 平成20年10月21日(火) 午前9時開会  
午前11時30分閉会

2 場所 府中市役所 北庁舎3階第5会議室

3 出席者(五十音順)

審議会委員 加藤幸枝  
亀山 章  
杉山 恵美  
竹内 章  
田中 友章  
田村 晴子  
中根 勝士  
横山 貫治

## 4 議事

- (1) 日程第1 第5回景観審議会の会議録について  
ア 【審議結果】 会議録の内容の確認を行い、字句の修正を行った。
- (2) 日程第2 仮称 府中町1丁目計画について  
ア 【審議結果】 答申することとする。  
イ 審議会意見  
(ア) 景観審議会と景観審議会専門部会の在り方について  
a 専門部会からの報告は、部会長が行うべきである。  
b 専門部会は非公開で行われ、会議録も公開されていない。そのため、審議会では、専門部会の審議内容を知ることができない。専門部会と審議会との間の議論を深めるべきである。  
c 専門部会の審議の在り方を、施行規則等で明示するべきである。  
(イ) 本案件は、景観計画に記載されている「けやきの保全に配慮した配置」、「馬場大門ケヤキ並木や周辺建築物群のスカイラインとの調和を図る」などの景観形成基準を満たしているとは言えない。  
(ウ) 本案件は、景観条例施行以前に届出された案件であるが、事業者の協力のもと景観条例を準用した事前協議を行い、審議してきた案件である。  
(エ) 本計画が、けやき並木周辺のまちづくりの前例となる可能性がある。  
(オ) 景観計画にけやき並木の保全について記述されていることから、景観審議会では、このことを中心に議論する必要がある。

- (カ) 景観計画には数値基準が設けられていない。そのため、判断するに当たって、レファレンスポイントを持ち、それに基づき議論した方が良い。
- (キ) 本計画は、狭小な道路に面していきなり壁状の高層建築を面させることによる東側住宅地に対する圧迫感、また、将来のけやき並木側の景観形成においても、これほど長大な壁状建築が許されるべきであるかなど、将来のより良き景観形成に当たって大きな問題を提示している。このことに対して、きちんとした見解を示すべきである。
- (ク) 専門部会は、けやき並木全体のルール作りが未整備であることは最初からわかっているので、その状態の中で、この建物がより良い景観形成にとってプラスのものなのか、マイナスのものなのか、理由も含めできるだけ明快に示すことが求められている。
- (ケ) 景観計画を策定する前に、けやき並木周辺において地区計画を定めるべきであった。
- (コ) 専門部会が行ったけやき並木に係る調査について
- a 本案件を審議するにあたり、けやきへの影響評価を行うため、春秋分における地上10メートルでの、本案件による建物の日影及び天空光について複数のモデルケースを設定し、調査を行った。その結果、けやきの成長に影響を与える可能性があることがわかった。
  - b 本案件を審議するにあっては、示されたモデルケースだけでなく、建物形状を変えた事例についても、調査を行う必要がある。
- (ケ) 本計画地の現行の法規制では、容積率等を法定以上に制限することはできない。特別用途地区等を指定することで、容積率等を規制することが可能である。
- (シ) 「景観形成」や「スカイラインを調和させる」には、高さのみによるものでなく、デザインによるところもある。
- (ス) 本案件は、あくまでも旧条例から景観条例への移行期のものであるため、本審議会運営上の前例としない。
- (セ) 本案件を踏まえて、景観計画を含めた基準を、早急に見直すべきである。
- (ソ) 本案件は、景観計画等の基準の見直しや、けやき並木に関わる調査の充実を行うきっかけとなった。また、今後のけやき並木周辺のまちづくりの見本となることから、重要な案件である。
- (タ) 本案件をこれ以上規制する権限や法的な根拠はないため、答申をすべきである。
- (チ) 答申をするにあたって、事業者に対して以下の意見を付する。
- a 今後、けやきへの影響を把握するために、市と調整を行いながら、モニタリング調査を継続する。
  - b 当該地はにぎわいの拠点であるため、適切な建物の維持管理、運営を行う必要がある。
  - c けやき並木を保全するために、更なる努力をする必要がある。

- d 利益を追求をするのみでなく、社会に貢献し、市民に受け入れられるような計画とすべきである。
- (イ) 答申するにあたって、市に対して以下の意見を付する。
  - a 現行の都市計画と府中市景観計画では連携が十分とは言い難い。また、景観計画では数値基準はなく、表現が曖昧である。そのため、今後、現状を踏まえ、景観計画を含めた関係法令による基準を、早急に見直す必要がある。
  - b けやき並木の沿道に本計画と同様の建物が建ち並んだ場合、けやき並木にどの程度の影響を及ぼすかを予想するために、既存建物がけやき並木に及ぼす日影、天空光の関係を調査する必要がある。
- (カ) モニタリング調査は、現在から行っていけば、建設前、建設中、建設後の段階的な結果を得ることができる。これに加え、既存建物についての日影と天空光の調査を行えば、より有益な知見を得ることができる。

### (3) 日程第3 府中市景観賞（案）について

- ア 【審議結果】 継続審議とする。
- イ 審議会意見
  - (フ) 「より良い景観」という表現があるが、これを「より良い景観づくり」または「より良い景観形成」という表現にした方が適切である。
  - (イ) 募集方法（一般公募）については、個人や団体も対象となるので、その旨を追記する必要がある。
  - (ウ) 景観賞の大賞について
    - a 審査の段階でもっとも優れている物件があった場合に選考する。
    - b 大賞を設ける長所として、公開選考を行えば、受賞者だけでなく、市民も盛り上がり関心が増す。
    - c 大賞を設ける短所として、それぞれの部門で良い点があるため、選考が難しい。
  - (エ) 審査員賞について
    - a あり方について（案）の「審査員賞」と「審査員特別賞」は、表現を統一する必要がある。
    - b 要綱（案）に記載されていないため、部門として位置付ける必要がある。
  - (オ) 景観賞は、そのものが受賞後も維持されることが重要であるため、維持・管理を含め、検討する必要がある。
  - (カ) 「景観条例、景観計画の改定」という表現を「景観条例の改正及び景観計画の策定」という表現に改める。
  - (キ) 市が補助金を出している活動や、委託で共同事業を行っている活動等で、良い評価を得ているものについては、重視して選定する。
  - (ク) 過去に都市景観審議会や景観審議会で審議された案件を対象とする場合、募集要項にどのように表現するか検討する。

(ii) あり方について（案）に示されている申込み用紙の記入例は、どのように活動したかわかりづらいので、過去に景観賞を受賞したものと事例として、内容が分かるように改める。

以上、会議の要旨を記載してその相違ないことを証するため、ここに署名する。

会長

龜山 章

委員（中根委員）

中根 勝士